

#### 佐賀県東部工業用水道規程第4号

佐賀県東部工業用水道局が保有する個人情報の保護に関する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県東部工業用水道局が保有する個人情報の保護に関する規程

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年佐賀県条例第2号）の規定による佐賀県東部工業用水道局が保有する個人情報に係る事務については、佐賀県個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年佐賀県規則第32号。第1章及び第5章を除く。）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。  
（佐賀県東部工業用水道局において取り扱う個人情報の保護に関する規程の廃止）
- 2 佐賀県東部工業用水道局において取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成14年佐賀県東部工業用水道規程第1号）は、廃止する。  
（経過措置）
- 3 佐賀県個人情報の保護に関する法律施行条例附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報（同条例附則第3項に規定する旧個人情報をいう。）の開示、訂正及び利用停止並びに同条例附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた審査請求については、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。